

各務原市職員の配偶者同行休業に関する要綱

(令和7年1月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の配偶者同行休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）について、各務原市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和6年法律第48号。以下「条例」という。）及び各務原市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（令和6年規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公務の運営の支障の判断)

第2条 任命権者は、条例第2条に規定する公務の運営に係る支障の有無を判断するに当たっては、配偶者同行休業の申請（条例第6条第1項に規定する延長の申請を含む。以下同じ。）に係る期間について、当該申請をした職員の業務の内容、業務量等を考慮した上で、業務分担の変更、職員の配置換えその他当該業務に対応するための措置等を総合的に勘案するものとする。

(承認の基準)

第3条 任命権者は、職員から配偶者同行休業の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認め、かつ、当該職員が次に掲げる基準を満たすと認めるときは、当該職員の配偶者同行休業を承認するものとする。

- (1) 直近の連続した2回の人事評価の全体評語（各務原市職員の人事評価実施規程（平成28年訓令第2号）第2条第1号に規定する全体評語をいう。）が、B以上であること。
- (2) 職務に復帰した後、おおむね5年以上の在職期間が見込まれ、かつ、継続して勤務する意思があること。
- (3) 職員として引き続き在職した期間において、以前に配偶者同行休業を承認されたことがあるときは、前回の配偶者同行休業から職務に復帰した日から再度配偶者同行休業をしようとする期間の初日までの間において、おおむね5年以上職務に従事した期間があること。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員（条件付採用期間中の職員を除く。）が前項第1号に掲げる基準を満たさない場合において、その他の勤務成績を判定するに足る事実に基づき、勤務成績が良好であると認めるときは、同号の基準を満たすものとみなすことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員が同項第3号に掲げる基準を満たさない場合において、当該職員が次に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、再度の配偶者同行休業をしようとする期間が前回承認された期間の範囲内であるときは、同号の基準を満たすものとみなすことができる。

(1) 配偶者同行休業の承認が条例第8条第2号又は第3号に掲げる事由のいずれかに該当することにより取り消された後、当該事由に係る子が死亡した場合

(2) 配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った後、当該休職又は停職が終了した場合

(3) 配偶者同行休業の承認が職員の長期の入院その他のやむを得ない事由により当該職員と配偶者とが同居しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、再度生活を共にすることができる状態となった場合

(4) 配偶者同行休業の承認が外国における大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の生命若しくは身体に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあること等のやむを得ない理由により職員及びその配偶者が当該外国に滞在しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、再度の配偶者同行休業をしようとする場合

(配偶者同行休業をしようとする期間)

第4条 配偶者同行休業をしようとする期間には、外国に住所又は居所を定めて滞する期間のほか、次に掲げる期間を含めることができる。

(1) 往復に要する日数

(2) 外国への転居に必要な最小限の準備期間

(配偶者外国滞在事由の変更)

第5条 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員の配偶者に係る配偶者外国滞在事由(条例第4条に規定する配偶者外国滞在事由をいう。以下この条において同じ。)がその期間内に変更となった場合において、変更後の配偶者外国滞在事由が6月以上にわたり継続することが見込まれないときは、条例第8条第1号に該当するものとして配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

(任命権者の責務)

第6条 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員の円滑な職務復帰を図るため、当該職員に対する職務に係る情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなけ

ればならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(各務原市職員の病気休職の期間に関する要綱の一部改正)

2 各務原市職員の病気休職の期間に関する要綱（平成22年4月1日決裁）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「又は介護休業」を「、配偶者同行休業又は介護休暇」に改める。